

平成27年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成28年2月18日（木）
開会：午後1時 閉会：午後2時45分
- 2 開催場所 第3委員会室
- 3 会議次第
 - 議題の非公開について
 - 請願第1号 教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願の処理について
 - 議案第14号 大津市立小中学校規模等適正化ビジョン基本方針の策定について
 - 議案第15号 平成28年度大津市一般会計教育費予算（第1次補正）に係る意見の申出について
 - 議案第16号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第17号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第18号 平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第19号 大津市長等の退職手当の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第20号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第21号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第22号 大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第23号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第24号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第25号 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第26号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
 - 議案第27号 大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
- 4 出席委員
桶谷委員長、本郷委員長職務代理者、前田委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員
船見政策監、井口学校安全政策監、徳永子ども政策監、南堀教育総務課長、小林学校教育課長、中岡学校給食課長、押栗生涯学習課長、杉江文化財保護課長、太田教育相談センター所長、丸野教育センター所長、川端科学館長、城山少年センター所長、三上幼児教育指導監、鮫島教育総務課長補佐、服部教育総務課主幹、白井教育総務課主査、相井人事課主査
- 6 会議に出席した事務局職員

伏見教育総務課主幹、伊藤教育総務課主任

7 会議を傍聴した者

(1) 一般傍聴者 0人

(2) 市政記者等の傍聴者 0人

8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第15号から議案第27号までについて、非公開とすることを可決。

議案第15号 平成28年度大津市一般会計教育費予算(第1次補正)に係る意見の申出について

【説明】

○井口学校安全政策監 議案第15号平成28年度大津市一般会計教育費予算第1次補正について説明をする。

平成28年度の当初予算編成に係る市の財政当局の方針については、本年1月の市長選挙を踏まえ、選挙後に新市長による確認、協議を行うこととしていたため、当初予算は、義務的経費や継続事業費を中心に骨格予算として編成し、政策的経費及び特定経費等については、平成28年度当初予算第1次補正予算(肉付予算)として編成するものである。

まず、一般会計の第1次補正予算後の予算規模は、1,058億4,700万円、前年比2.2%減となっている。そのうち、教育費予算は、90億8,000万余であり、前年比7.0%マイナスとなっている。

青少年教育推進事業費並びに文化財保護管理事業のそれぞれ「協働の仕組みづくりと推進事業」は、大津市協働提案制度のテーマ型提案事業として採択を受けた事業の実施に係る経費である。

中学校スクールランチ事業費は、16中学校におけるスクールランチの配送・回収及び献立表作成等の業務委託料等である。

学校支援総合推進事業費(小・中学校)は、地域コーディネーターを配置する「学校・地域コーディネート本部事業」に係る経費であり、来年度は8本部を見込んでいる。そのほか、学校が地域人材を活用する際の報償費である。

保幼小中連携推進事業は、子どもの育ちや学びの連続性を重視し、教育内容などの充実を図る活動を進め、11年間を見通した一貫的な教育を推進するため、子どもの交流活動、合同教育研修、家庭・地域を含む交流などに要する経費等である。

コミュニティ・スクール事業は、保護者や地域が学校運営に参画し、ニーズを迅速・的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む事業に係る経費である。

不登校対策事業は、小学校へのスクールカウンセラー派遣経費、不登校対策巡回相談員等の雇用経費、及び県より補助を受けて実施している「スクーリング・ケアサポート派遣事業」に係る経費であり、来年度新たに教育相談員2名及び臨床心理士1名で構成する不登校対策巡回チームを新たに編成し、長期化する不登校の改善を図る。

特別支援教育相談事業は、特別支援教育に係る相談経費であり、臨床心理士やことばの教室指導等の嘱託職員の雇用経費等である。

特別支援教育充実事業は、児童生徒の学習上の支援及び学校生活上の介助を行い、自立に向けた特別支援教育を推進するための特別支援教育支援員を配置する経費等であり、新規事業として、インクルーシブ教育システムの推進及び身体虚弱児童への支援員配置に係る経費を措置している。

国際理解教育充実事業は、市立小中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣する経費及びICTを活用したティーチングメソッドの研究開発事業、また、来年度新たに取り組む中学校におけるオーリングリッシュ授業の研究開発費及び教員研修に係る経費等である。

小中学校規模等適正化推進事業は、小中学校の規模等適正化に係るパンフレット作成経費のほか、保護者や地域による検討協議の促進及び支援に係る経費等である。

小学校大規模改造事業費は、瀬田南小学校の大規模改修工事や逢坂小学校のグラウンド拡張ほか、整備工事などに係る経費である。

小学校校舎等改修事業は、中央小学校前庭整備工事のほか、トイレ洋式化工事等の施設整備に係る経費等である。

学校ICT環境整備事業費(小)は、校務用及び教育用パソコンの更新に係る経費、その他ICT

機器関連の維持管理経費等である。

中学校校舎等改修事業は、仰木中学校体育館屋上防水改修工事などの校舎等改修事業費である。

学校ICT環境整備事業費（中）は、教育用パソコンの更新、その他ICT機器関連の維持管理経費等である。

東部共同調理場移転新築事業は、東部共同調理場の移転新築用地の取得に伴う不動産鑑定手数料及び事業認定申請図書作成業務、PFI事業選定に係るアドバイザー業務その他調査業務の委託料等である。

小学校耐震改修事業費は、市立小学校各施設の非構造部材の改修工事に係る経費である。

人権・生涯学習推進事業は、大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会に委託する経費をはじめ、人権を考える大津市民のつどいの開催を支援する経費等である。

中学生海外交流体験事業は、姉妹都市であるランシング市からの生徒受入に要する経費である。

伝統的建造物群保存対策推進事業費は、坂本伝建地区における修理、修景工事に対する補助金である。

文化財保存修理等事業費は、国宝延暦寺根本中堂をはじめとする国、県、市指定文化財の保存修理、防災設備の保守点検、名勝庭園の荒廃防止等の文化財管理事業に対する補助金である。

公民館施設整備事業は、平野公民館の移転、新築に伴う消耗品及び備品購入費のほか、ふれあい学習館の改修経費である。

家庭教育推進事業は、家庭教育の推進に要する経費である。

非行少年等立ち直り支援事業費は、あすくる支援コーディネーター雇用経費をはじめ、少年非行の再犯防止対策に要する経費である。

いじめ対策担当教員・生徒指導協同推進教員配置事業費は、小中学校において、子どもたちと向き合う時間を確保し、いじめ対策の取組を進める教員を選任配置するための、臨時講師の雇用経費である。

いじめ対策充実事業は、子どもたちの自主的活動の支援、いじめ対策等専門員の雇用、事案の早期解決を目指した専門家の派遣や大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会の開催のほか、問題行動の低年齢化に対応するための子ども支援員の増員配置など、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を進めるための経費である。

○徳永子ども政策監 幼稚園子育て支援事業費は、平成29年4月から志賀北、志賀南で3年保育を実施することに向けた準備経費である。在園児預かり保育事業については、新たに真野、大石の2園を週5日として、週5日実施園を19園から21園に拡大をしたいと考えている。就労支援型預かり保育事業は、現行どおりの3園の実施である。また、未就園親子通園事業については、現在実施回数が週1回の11園のところを週2回に拡充を予定している。また、小規模園における交流保育等を推進するためにバス借上料等を計上し、新たに日吉台、坂本、大津、逢坂の交流も対象とし、内容の充実を図りたいと考えている。

【質 疑】

○本郷委員 教育費総額が6億8,000万余り減額されるが、今の説明の中では、増額しているものが非常に多い。これを単純に足し算するとプラスになると思うが、その隠れた部分を説明願いたい。

○井上教育長 構成比を見てもらうとわかるように、教育費が11.2%ということで、割合が高いほうだと思っている。昨年度は11.1%だったので、0.1%、1ポイント上がっているということで評価をしてほしい。全体的に総額予算が減額に圧縮されているからであるのだが。

○本郷委員 総額が2.2%減額され、教育費は7%減額されている。

○井上教育長 商工費や民生費などが増えてきており、商工費などは観光事業に力を入れていこうということが市長のマニフェストでも上がってきているので、そういう影響ではないかと見ている。

教育費について、新規事業で上げている部分、例えば、不登校対策巡回チームの編成、中学校におけるオールイングリッシュ授業による英語力強化、教員の海外研修等が目玉になってくると思う。

施設面では、小学校のトイレの洋式化も、教育費としては特筆すべきことだと思っている。また、施設の安全対策工事については、転落事案があったことから、全校もう一度調査をし、対策が講じられるものについてはこの予算をとって対策したということである。さらに、共同調理場のPFIを活用した事業推進に係る経費、また、延暦寺根本中堂の修理の補助については、世界遺産であるという

ことを考慮しての特別な措置と考えていただきたい。

○桶谷委員長 特別支援教育の充実事業費であるが、支援員はここに入るか。

○小林学校教育課長 特別支援教育の支援員はここに入る。

○桶谷委員長 支援員が今までは基本的には1人、ある規模になると2人となるのか。

○小林学校教育課長 必ずしも規模ではない。支援が必要な子どもの人数と、それから本来であれば特別支援学校に入る基準の子どもが地域の学校へ来ている。その障害の度合い等々を勘案して、基本1人、ただそういった条件、ほかの条件を見ていったときに2人、3人、今年は最大4人つけている。

○南堀教育総務課長 本郷委員からの質問であるが、28年度の1次補正が27年度の1次補正と比べ7億減額されている内訳であるが、7億のうち3億は、国の経済対策に伴う前倒しに伴う影響、うち2億は平成27年度の幼稚園のエアコン整備が平成28年度はないこと。残りの2億は、幼稚園の園舎の耐震改修が、平成27年度には3園あったが、もう終わったため、28年はゼロとなったためである。

【採 決】 可 決

議案第16号 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第17号 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第18号 平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について

議案第19号 大津市長等の退職手当の特例に関する条例の制定に係る意見の申出について

議案第20号 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第21号 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第22号 大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第16号から議案第22号までは、一括して説明をする。

議案第16号大津市教育公務員の給与に関する条例の一部改正について、議案第17号大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、いずれも平成27年度の人事院の給与勧告及びそれに基づく滋賀県人事委員会による給与勧告に基づき、給与の引き上げを行うものである。これらについては、平成27年4月に遡って適用されるもので、市議会での議決を経て、本年度中に差額分が支給されることとなる。

議案第18号については、平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の制定についてであり、市長、教育長等の特別職の職員と管理職に相当する一般職の職員の給料月額を引き下げるものである。本市では、毎年度、職員に係る給与の減額措置を講じているが、今年度と来年度の違いは、市長以下の特別職の給料月額の引き下げ率である。そのうち教育長にあつては、今年度の3.8%減から10%減に改めるものである。また、一般職の職員については、教育委員会では指導主事を含む事務局、教育機関に勤務する市費の職員、幼稚園の職員で管理職に相当する者について、その職位に応じ給料月額が減額されることになる。

議案第19号については、大津市長等の退職手当の特例に関する条例の制定についてであり、市長以下の特別職の職員に支給される退職手当の額を減額するものである。この条例は市長の1期目の任期中にも定められていたが、今般、2期目を迎えたことから、1期目と同様に減額措置を条例で定めるものである。教育長の減額率は、現行と同様25%となる。

議案第20号大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部改正、議案第21号大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、いずれも平成27年度の人事院勧告・滋賀県人事委

員会の勧告に基づく正規職員の給与改定に準じて給与等の改定を行うほか、所要の見直しを図ろうとするものである。議案第20号は、教育委員会に関係する主な事項としては、市費負担講師についてであり、2の(1)の2つ目と(4)のとおり、報酬月額と特別報酬額を引き上げるものである。議案第21号は、教育委員会に関係する主な事項としては、2の(1)の1つ目、月額80円をベースに全職種の賃金を引き上げるとともに、3つ目、臨時養護教諭について賃金の額を改定するものである。また、次の(2)のとおり、看護師資格を有する者、限定の特別支援教育支援員を新設するとともに、幼稚園に勤務する臨時教員について、先日の教育委員会協議会での指摘に基づき、法律上の職務の表現との整合を図る観点から、臨時講師に改めるものである。また、次の(3)では用務員、幼稚園の臨時教師に適用される期末手当について、次の(4)では幼稚園の臨時講師の勤勉手当について、それぞれ引き上げるものである。なお、(6)の支給日の変更については、来年度からは翌月20日に改め、正規職員、嘱託職員と同様の支給日とするものである。

議案第22号大津市立幼稚園の教員の給与等に関する特別措置条例の一部改正については、時間外手当の支給にかわる措置として、幼稚園の教員に支給される教職調整額等について定めているもので、今般地方公務員法の24条が同法の改正によって項ずれしたことに伴い、この項を引用する条例の規定を改めるものである。

【質 疑】

○本郷委員 人事院勧告の部分は、従わなければならないので、それを尊重するというでいいと思うが、69ページの2の2、特別支援教育支援員の看護師資格を有する者を1時間につき1,150円の時給で雇うということについて、市民病院に勤める看護師は1時間につき1,569円である。同じ看護師資格を有してこの専門職を生かしながら業務をしてもらうのに、大きな差があるのはどうなのかと思う。わざわざ看護師資格を有すると書いてあるのであれば、1,500円のほうがいいと思う。

○白井教育総務課主査 今回設置させてもらう特別支援看護師資格を有する者については、看護師の日額8,850円をもとに時間当たりで割り戻し、1時間当たり1,150円ということで設置をしている。市民病院に勤める看護師は確かに1,569円ではあるが、職種や職場の状況が異なるので、市民病院とは区別し、通常に一般部局、今回は学校であるが、そちらに勤務する者として今回1,150円が整合的な単価ということで考え、設定をしている。

○桶谷委員長 業務の内容が違うということか。

○白井教育総務課主査 そうである。

○本郷委員 例えば、月額とパート時間であれば、単純に割り算するものではないと思う。やはり都合のいい時間だけ1時間、2時間雇うのであれば、その分時給は高いのが私の中では自然ではないかと考える。そう思うと1,150円というのは、ほかの職種から考えても余り専門性は生かされていない時給のように考えるので、それで人の確保ができるかというのが逆に心配になる。

○白井教育総務課主査 補足的な説明を述べると、今回特別支援員の看護資格を有する者ということで、来年4月から小学校にたんの吸引を必要とする児童が入学する。そのたんの吸引業務以外については通常の特別支援員という形で業務を実施してもらう形になる。看護師業務に非常に特化したというわけではない。そのあたりも他の特別支援員の業務を行ってもらう均衡上の関係でこの単価ということで設定をさせてもらった。

○桶谷委員長 養護学校の看護師の職務内容と今回の職務内容が違うということでもいいのか。

○白井教育総務課主査 そうである。

○桶谷委員長 特別教育相談員並びに特別支援教育相談員は、スクールカウンセラーと同一と考えたらいいか。

○太田教育相談センター所長 いずれもカウンセラー、臨床心理士である。

○桶谷委員長 臨床心理士は5,500円、大体県で雇っておられる方と同じ額であるか。

○太田教育相談センター所長 単価として少し設定は違う。交通費も含めてという捉え方をしている。

【採 決】 可 決

議案第23号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説明】

○小林学校教育課長 議案第23号大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本条例は、マイナンバー制度の導入に伴い、その利用範囲及び特定個人情報の庁内機関相互の提供に関し、必要な事項を定めるものである。

就学奨励費に係る部分、特別就学奨励にかかわる部分の事務を遂行するために、市長部局からこういった個人情報、特定個人情報を提供してもらうということについて表を定めることによって、教育委員会内での情報のやりとり、福祉部局等々からこの就学奨励費等の認否を決める際の情報として提供をしてもらうことが可能になる。そのことを可能にするための条例改正を行う。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第24号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説明】

○太田教育相談センター所長 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、現在国が進めるインクルーシブ教育システムにおいて、子ども一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を継続して行うことが求められている。そのため、現在の大津市心身障害児就園就学指導委員会においても、就園、就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても審議、答申するという観点から、機能の拡充を図る必要があることから、大津市附属機関設置条例の一部について、大津市心身障害児就園就学指導委員会の項のうち、名称、担任する事項、委員の定数を改正するものである。

担任する事項については、これまで「心身の障害にある幼児、児童及び生徒の適正な就園または就学を図るために必要な事項を調査、審議すること」から「特別支援教育の対象となる幼児、児童及び生徒の適正な就園または就学を図るとともに、これらの者に対する適切な支援を実施するために必要な事項を調査、審議すること」に改正するとともに、名称も所管事項をあらわす「大津市特別支援教育対象児等教育支援委員会」と改正する。

委員の定数については、従前の委員会においても定数内の20名で機能していたことから、委員の構成を専門的で効率的な審議が可能となる構成を検討し、合理的な人数とし、現在委嘱している人数の20名以内とするものである。

施行については、現在委員会委員の委嘱が平成28年5月14日を期限としていることから、翌日15日からの施行とする。

【質疑】

○桶谷委員長 今回は、就園、就学指導ということのみならず、もう少し系統的に時間軸を追った支援体制や支援をしていく必要があるということで、名称も変え、機能も充実させたということで理解していいか。

○太田教育相談センター所長 そのとおりである。今までは就園、就学の就学先の決定ということが主な審議であったが、その就園、就学後についても本当にそこがその子にとって適切であったのか、もしくはその就学、就園先で特別支援教育がきちんと行われているかについても、もし異議があった場合についてはこの委員会で審議をするものである。

○桶谷委員長 30名という定員だが、今は20名前後行っているのか。

○太田教育相談センター所長 審議がより効率的に行われるのが20名ぐらいという意見があったものである。

【採 決】 可 決

議案第25号 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説 明】

○押栗生涯学習課長 議案第25号大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、同館の閉鎖に向けて地元の合意が得られたので、坂本公民館分館を廃止するための条例改正をするものである。

坂本公民館については、昭和51年に坂本教育集会所として坂本市民会館の分館的位置づけとして新築し、長きにわたり運営をされてきた。平成24年に坂本市民会館が比叡ふれあいセンターへ移行したことに伴い、坂本教育集会所を廃止、坂本公民館分館として現在に至っているものである。同館の近くには地元の自治会館や比叡ふれあいセンターがあり、平成26年度の利用率は1.9%と、市内の公民館の中で最も低い稼働率となっている。

地元としても、山王祭の応援隊の休憩所や、秋祭りのときに机などの備品を借用している程度の利用しかされてないのが実情である。こうした利用率の低さから、平成25年度の包括外部監査の意見として、その必要性を吟味し、分館の廃止も視野に検討すべきという意見がつけられたものである。

また、当該施設は昭和51年の建築で旧耐震基準の建物であり、耐震診断、耐震改修ができておらず、さらに屋根裏の鉄骨部分にはアスベストが塗布されており、この施設を維持し続けるには多大な費用が発生することになる。

こうしたことから、6月の協議会以降、坂本分館の廃止に向け、地元選出の市議員や自治連合会長にもその趣旨を伝え、地元の自治会長と協議を行ってきた結果、分館の廃止についておおむね合意が得られたため、本年度末をもって閉鎖するものである。

跡地の利用についてであるが、地元自治会においては閉鎖することに対する異論はないものの、跡地の活用については変なもの建たないよという強い思いを持っている。ただ、具体的な利用についての意見が統一できていないということで、跡利用については継続して協議をするよう申し出をいただいております、引き続き我々を窓口として協議をさせていただきます。

【質 疑】

○桶谷委員長 跡地は今後検討をしていくことであるが、これは市の持ち物であるか。

○押栗生涯学習課長 市の持ち物である。行政目的がなくなり、普通財産という形でしばらくは建物を存続させたまま、地元の意向を聞き、どうするか判断をしていきたいと考えている。ただ、行政として持ち続けようとする耐震化をしなければならない。さらにアスベストが塗布されている。封じ込めできているので健康的には問題はないが、そういう改修等をしていく必要がある。維持し続けるには莫大な改修費用が出てくる。当課としては取り壊したいとは思っているが、地元としてどう活用をするのか、まだ決まってないというところである。

○桶谷委員長 公民館の分館としての位置づけは、小野と坂本は意味合いが若干違っているのか。

○押栗生涯学習課長 小野についてはもともと志賀町の施設で、分館というものが小野駅前に集会所と公民館が支所に併設したものである。合併で引き継いだものである。

坂本はもともと坂本教育集会所ということで、そもそも隣保館の別館のような位置づけであったものが、同和対策法施策の一般施策化に伴い、公民館の分館に位置づけをして、今日まで至っているという経過である。

【採 決】 可 決

- 議案第26号 大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
- 議案第27号 大津市北部地域文化センター条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

【説明】

○川端科学館長 議案第26号大津市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について、科学館及び大津少年センターでは、大津市生涯学習センター条例において、教育委員会の附属機関として、運営協議会の設置とともに、運営協議会委員の構成を規定しているが、選出要件は抽象的な表現だけのため、別途要綱で運用をしているという現状である。今回は委員の構成のうち、選出要件の条例への具体的な明記及び追加、そして任期の延長、さらに大津少年センターでは上限人員の減数について、改正するものである。

科学館では、別添の新旧対照表のとおり「公募に応募した市民」を明記し、また「教育関係団体から選出された者」を追加する。大津少年センターでは、委員構成を条例に表記する。任期については、より有効な協議の実施や他の附属機関との整合から、両協議会とも「1年」から「2年」に延長する。

上限人数については、大津少年センターでは委員の上限人数を現状の委員に即して減じ、さらに、別表第2の備考について、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い義務教育学校の前期課程、義務教育学校の後期過程を加える。

改正条例の施行は、現行委員の任期が科学館では5月の末日、大津少年センターで6月の末日と相違をしていることから、施行日は公布の日とし、この間は新条例で委嘱または任命されたとみなすこととする。なお、別表第2の追加については、法改正に合わせ、施行を4月1日と考えている。

○城山少年センター所長 議案第27号大津市北部地域文化センターの条例の一部改正について、聖田少年センター運営協議会の委員の構成及び任期を改めるとともに、委員の選任要件に関する規定を明確化するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

請願第1号 教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願の処理について

【説明】

○南堀教育総務課長 請願第1号教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願の処理について説明する。

請願の提出者は、福岡県にある宗教法人本門立正宗の信者個人からの請願となる。請願事項については、宗教色の濃い中学校英語教材が学校の教育現場で使用されることで、宗教的信条を異にする者たちにとっては、精神的苦痛を感じ、憲法の信教の自由を著しく侵害するものであるため、3点の措置を求めているものである。

1点目として、宗教色が濃いと判断される教科書等を使用しての学校での授業を即刻中止するよう学校へ通達し、今後このような教科書が使われないよう指導すること。

2点目として、今後の教科書検定に際しては、宗教的色彩の濃い教科書を採用しないための基準を作るなど、宗教的中立性について厳格な解釈の採用をすること。

3点目として、宗教的色彩の濃い行事祭礼を授業等に取り入れれないよう教育現場へ指導すること。

【質疑】

○本郷委員 平成24年度と平成22年度に請願があったときと意見は変わっていない。やはり、学校というところ、教育というところはさまざまな意見の方たちの集まっているところであり、その中で子どもたちがたくましく生きていけるように多様な考えを受け入れる環境を作ることも、教育の一つだと考えており、そもそも教科書検定の通っているものにそれほど大きな問題があるとは思って

いないので、今後とも総合的な判断で教科書の採択に携わっていけばよいと考えている。

○井上教育長 特定の宗教を称賛、あるいは批判するといった内容のものであれば、やはり少しは課題があると思うが、本郷委員と同様に、検定を通過しており、また、教科書選定に当たっては多方面から考え十分な審議をして選定をされていると思うので、その点から、特にこの請願について受け入れなければならないということはないと思っている。そもそも、この宗教色が濃いというのはどういったものなのか不明確であり、教科書選定に当たっては、こういった宗教色だけではなく、色々な面で十分な検討を加えた上で選定はしていくべきと思う。各学校での授業でも、教員一人ひとり、しっかりとした自覚を持って、子どもたちによりよい教育をしていくということが大前提と思う。

○桶谷委員長 私は、政治的中立からある宗教に特化することなく、ある一定の距離を持ちながら教育における文化遺産みたいなものをしっかりと子どもたちに考えさせていくために、多様なものを子どもたちに提供しながら、子ども自身がみずからの判断で色々な事柄を考えていくということが必要だと思うので、指摘のあるような教科書にいて、宗教的色彩が濃いと、私は認めることはできなかった。そういう観点から、指摘されていることをする必要性は、余り私は感じていない。

○前田委員 授業中に子どもたちが自ら考え、自分たちで作るような活動や授業の中にも、各種宗教行事の対象になるようなものもあるかと思うが、子どもたちの自由な活動の制限につながるようなこともあると思うので、こちらの要望を受け入れることは、少し難しいものがあると感じる。

○本郷委員 宗教的色彩の濃い行事祭礼がネックになると思うが、広く世間で受け入れられている行事は、あえて宗教的行事と考えられない。例えば、クリスマス。キリスト教の行事であるが、仏教の家庭でもどこの家庭でも広く受け入れられている文化活動の一つとなっていると思うので、そういう常識的な範囲の中で、広く文化を受け入れていただくという考え方のほうがよいと考えている。

【採 決】 不採択

議案第14号 大津市立小中学校規模等適正化ビジョン基本方針の策定について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第14号大津市立小・中学校規模等適正化ビジョン基本方針の策定について説明する。

大津市では、児童生徒数の減少が見込まれる中で、一部地域では増加する状況にあるが、いずれの場合でも、児童生徒の教育環境への影響が懸念される。児童生徒にとってより良い教育環境を将来に渡って確保するために、長期的な視点に立った学校規模等適正化の取組の方向性を大津市立小中学校規模等適正化ビジョンとして定めるために、今年度協議検討を行ってきた。

大津市立小中学校規模等適正化ビジョンは、学校規模等の適正化に関する大津市全体の基本的な考え方を定める基本方針と、その基本方針の考え方を地域別に当てはめ、地域ごとの基本的な取組の方向性を定める地域別適正化ビジョンの2つで構成する予定をしている。

基本方針については、学校規模等適正化検討の背景や平成26年度の検討経過、本年度9月に実施した市民意識調査の結果を掲載している。また、それらを踏まえた学校規模等適正化の基本的考え方や適正化を推進する際の観点について、教育的観点を中心に据え、地域における役割や財政状況を踏まえることについても記載した。さらには、教育環境の充実策として、取組の一例を規模別に記したほか、教育的観点等の3つの観点以外に留意すべき観点、ビジョン策定後の取組の進め方についても記載した。

基本方針の策定に当たっては、自治連合会、PTA連合会、小中学校長会での意見交換や市議会に対する説明を行い、本年1月から2月にかけてはパブリックコメントで市民に対する意見募集をした。それらの意見も踏まえ、大津市全体の基本的な考え方である基本方針を策定しようとするものである。

【質 疑】

○桶谷委員長 7つの地域別の適正化ビジョンを来年度示していくが、この7つの区分けはどういうものであったか。

○南堀教育総務課長 北部地域から東部地域まで、保健福祉ブロックと同じである。また、地域とと

もに考えていくというスタンスから、自治連合会の7ブロックと同じブロックにさせていただいた。

○桶谷委員長 小学校単位では、どうなるのか。

○南堀教育総務課長 基本方針の最後のページに小学校区について記載がある。この小学校区で7ブロックが構成されている。自治連合会の第2分科会で、例えば、小野学区が北部地域に入っているが、地域的に真野のローズタウンの同じ地域で、真野北と小野は一体のような地域であるため、その辺はどう考えるのかという質問があった。そこ辺りについては、この7ブロックごとにこのビジョンを作るが、その際には小野と真野北については、そういう特殊性があるといったこと等を十分配慮して内容を記載していきたいと思う。ブロックに縛られず、特殊的な要素のあるところについては一定配慮した内容にしていきたいと考えている。

○井上教育長 実際に幼稚園・保育園のあり方など、既に地域の説明に入っているものがある。この小中学校についても、今後地域で説明をしていくという話になるが、各地域の市民の方は、どういう進め方をするのかというのに対してすごく注目をされている。そのあたり地域別説明会については十分慎重に考えていかないといけないと考えている。

○南堀教育総務課長 今後の手順であるが、まずは地元説明会を7ブロックごとにこの取組についての考え方や、今後今のまま子どもの数が推移していくとどういうことになっていくとか、どういうことを考えていかないといけないという課題を共有する。それがなければ幾ら話し合ってくださいといっても話し合いが進まない。まずはしっかり説明して、課題共有するというのを第一に考えている。また、必要であれば各学区に入るとか中学校区単位にするなど臨機応変にその地域の求めに応じてやっていきたいと考えている。ただ、その中でも地域任せにするのではなく、地域も教育委員会からの案を一方的に欲しがらるのではなく、しっかり将来の課題をそれぞれが意識して、小中学校の保護者、あるいは地域の求めに応じて情報提供をしていくなり、求めがなかったとしても定期的にこちらから説明をさせてほしいということで、取組を進めていきたいと思う。

○桶谷委員長 地元主導でしっかり議論し、教育委員会が情報提供しながら地元と教育委員会で課題共有し、そして模索をしながら進めていく。一方、今幼稚園でそういったことが進んでいるが、それに引っ張られることなく、子どもたちの状況というものを鑑みながら進んでいくと理解していいか。

○南堀教育総務課長 地域でその地域にある学校をどういう学校にしていきたいかという視点で検討していただければ、一番この取組を効果的にしていくものだと思う。学校が空いているからこんな施設を入れたらいいという議論ではなく、小さかったら小さいなりにどういう学校にしていきたいのかといったことを話し合っている人が夢を語る地域づくり、まちづくり、学校づくり、という視点で話し合っただけのように、教育委員会としては必要な情報提供をしながらやっていきたいと思う。

○船見政策監 一つ考えているのは、一つの契機になるのが施設の改修時期というのは当然15年か20年単位で回ってくるので、当然その段階で大規模改修をするのか施設を統合していくのかという判断になってくるので、我々としてはそれを意識していきたいと思う。

【採 決】 可 決

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言